

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 中川 崇

年 月 日	令和6年6月5日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 令和6年度会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県内の人権や福祉に関する政策の調査研究のため			
按分率の説明	すべて政務活動費			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 人権に関する政策の推進を目指し、現地調査や奈良県職員などを講師に招き勉強会を実施している。 ◆本会の活動頻度 数ヶ月に1度勉強会を実施し、会誌を発行している。 ◆参加者の状況 奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員など。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究費	30,000	年会費	32
	合計 30,000 円 （ 100% 充当 ）			
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記の役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |
- 2 本会に加盟する議員が勇退した場合、本会の活動趣旨に沿った議員活動や本会の活動への功績を鑑みて、役員で協議の上、相談役への就任を要請します。
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回（2月・5月・8月・11月）開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

【2023年度第1回定例会議（2023年7月14日）で一部改正】

令和6年度事務所状況報告書

会派・議員名 中川 崇

①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所 奈良県奈良市朱雀五丁目 20-6 ガーデンシティ 103 号 XXXXXXXXXX 電話 0742-93-4900 延べ床面積 68.85 m ²
③他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☐ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☒ その他（政治活動の物品倉庫）
④所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件（賃貸借契約先 XXXXXXXXXX ） 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤按分率の考え方	☐ 使用実態（使用面積又は使用時間による） ☒ 事務所全体面積 68.85 m ² (a) うち政務活動使用面積 60.25 m ² (b) ☐ 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 87.5091 / 100 → 按分率 87.5 / 100
⑥事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 87.5 / 100 (按分率の考え方：面積按分率と同じ)
⑦駐車場代の計上	☐ 無 ☒ 有 ☒ 来客専用 按分率 87.5 / 100) ☐ 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：面積按分率と同じ)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 87.5 / 100 (按分率の考え方：面積按分率と同じ)
⑨備考	103 号室 35.964 m ² うち 35.964 m ² を政務活動に使用 事務・執務スペース、複合機など通信機能、資料本棚 201 号室 32.886 m ² うち 24.286 m ² を政務活動に使用 応接スペース、資料倉庫（2015 年県議 1 期目からの資料） うち 8.60 m ² をそれ以外に使用 政治活動の物品置場（ポスター等） なお政治活動の事務所機能はここになく自宅で担っている 面積の計算は (35.964 + 24.286) ÷ (35.964 + 32.886) = 87.5091 201 号室は建物賃貸借契約時に「特約条項差入れ書」を締結し 「住居用共同住宅であるが乙の都合により『選挙活動及び県政相談所』の事務所として使用するもの」となっている。

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

●解約予告(明渡し予告)

1. 解約予告はすくなくとも3ヶ月前にお願いします。
2. 解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の賃借人を募集いたします。その際、貸主及び媒介業者立会いのもとに、賃借しようとする者又は該受人を本物件へ案内するといふことあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

●退去時(引越しにともなう建物明渡し)

1. 「電気」「水道」「ガス」代等の「引越し精算」は必ず退店の当日までに行ってください。
2. 引越しにともなう建物の明渡しにおいては、本物件内に搬入した什器・備品・物品等を退去して搬出するとともに、建物内外のゴミの跡片づけ等をきちんとすませて下さい。
以上が行なわれていない場合は、物品等の撤去についての「費用」を請求されます。
ご注意ください。

●借主(建物使用者)の方へ

本契約書に記載されておりますように、借主としての義務と責任は大きなものです。契約書には、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。
なお、家賃を滞納したり、貸主の承諾を必要とする事項(12条)、禁止事項(13条)、届出事項(14条)等に違反した場合は、「契約解除」の原因となりますので、特にご注意下さい。

●連帯保証人の方へ

連帯保証人は、法律及び本契約書において、借主(主たる債務者)の債務に対し、連帯してその履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものを指すのではなく、契約にもとづくすべての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に關し、借主が期間中に行つた(更新の場合を含む)行為についても、連帯責任があります。

【注意事項】

1. 鍵の受け渡し合計 本
2. ゴミは指定日に指定の場所へお出し下さい。

3. 電気、水道、ガス等に関するお問合せ(引越し時の精算等)は下記へ。

電気.....関西電力 TEL 0800-777-8810
水道.....奈良企業局(水道) TEL 0742-34-5200
ガス.....無 TEL
TEL
TEL

建物賃貸借契約書

店舗事務所用

2022年12月30日

物件名 ガーデンシティ店舗

103号室

フリガナ

カガリカシ

中川 崇 様

賃貸空間⁺
⁺ CHINTAI KOKAN ⁺

株式会社



SPACE

店舗事務所用建物賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、標記に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記に記載するとおりとする。

2 甲又は乙が相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件でもってさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を標記の目的（業種）にのみ使用する。

(賃料)

第4条 乙は、標記の記載に従い、賃料を支払わなければならない。

2 本契約時1ヶ月に満たない期間の賃料は、日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- (1) 土地又は建物に対する租税、消費税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合。
- (2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となった場合。
- (3) 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不当となった場合。

(公租公課)

第5条 本物件に関する公租公課は甲の負担とする。

(共益費)

第6条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費等の維持管理費に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

2 前項の共益費は、標記の記載に従い、支払わなければならない。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、日割計算した額とする。

4 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

(駐車場)

第7条 乙は駐車場を使用する場合、標記の料金を支払い、甲または管理人の指定する位置に、甲の承諾を得た自動車のみ駐車しなければならない。

2 駐車場内における盗難又は事故等について、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。

(諸費用の負担)

第8条 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

- (1) 電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物処理の費用。
- (2) 町内会費等。

(敷金)

第9条 乙は賃料の支払い、損害の賠償その他本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は前項の敷金には利息はつけないものし別に預り証を発行しないで本書をもってこれに代えることとします。

3 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができる。

4 乙は敷金の返還請求権を第三者に譲渡、または質権その他一切の担保の目的とすることはできない。

5 甲は本契約が終了し本物件の明け渡しがあった時は、明渡日から2ヶ月以後に標記の敷金を乙に返還しなければならない。

ただし甲は、本物件の明渡時に賃料の滞納、原状回復費用その他本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金返還金から差し引くことができる。

6 敷金額から乙が負担すべき修繕費用、未納家賃、延滞損害金、損害賠償金その他甲が受領すべき金額を差し引き不足が生じるときは、乙はこの不足額を直ちに甲に納付しなければならない。

(礼金)

第10条 乙は礼金として標記の金額を甲に支払い甲はこれを受領しました。

尚、礼金は契約の長短に関わらず一切返還されません。

(善管注意義務)

第11条 乙は善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し使用しなければならない。

2 乙は、自己又はその代理人、使用人、請負人、来店客その他関係者等の故意、過失により、建物及び設備等を故障、破損、滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(承諾事項)

第12条 乙は、次号のいずれかに該当する行為を行うおとすときには あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(1) 本物件を第3条の使用目的以外に使用するとき。

(2) 連帯保証人を変更しようとするとき。

(3) 本物件出入口の鍵を変えるとき。

(4) 本物件の増築、改築、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行うおとすとき。

(5) 営業時間及び定休日など変更を行うおとすとき。

(6) 階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合或は看板、ポスター等の広告物を掲示するとき。

(7) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けようとするとき。

(禁止事項)

第13条 乙は、本物件の使用に当たり、次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

(1) 本物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示しようとするとき。

(2) 本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供しようとするとき。

(3) 犬猫等の動物の他、猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

(4) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

(5) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

(6) 本物件内で居住し、又は人を居住させること。

(届出事項)

第14条 乙又は連帯保証人は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を、甲に届出なければならない。

- (1) 引続き一週間以上本物件を使用しなくなるとき、又は現に使用していないとき。
- (2) 乙の住所、商号、代表者その他商業登記事項に変更が生じたとき、又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他に変更が生じたとき。
- (3) 連帯保証人が破産、死亡又は解散したとき。
- (4) 建物及び設備が破損又はその恐れが生じたとき。

(修繕義務)

第15条 本物件の本体及び本体の欠陥に基づく屋根、外壁、柱、基礎、その他甲の設置した設備等の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障又はそのおそれのあると認められる場合は、甲の費用負担において修繕をするものとし、その他の損傷は乙の費用負担において修繕するものとする。

2 乙は前項の損傷を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負うものとする。

3 前項の通知を怠り又は乙の負担において修繕すべき修繕を遅延したことによって本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部又は全部を賠償しなければならない。

4 第1項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、乙が損害を受けても甲はこれを負担しない。ただし、乙が以上の損害を防止し、又は損害を少なくするため、自らの費用負担に於いて応急修繕を行う場合は、甲に連絡のうえ、必要最小限度の範囲内に於いて修繕するものとする。

5 乙の故意又は過失に基づく事由による修繕、及び乙所有の造作、設備に対する修繕は乙が費用を負担するものとする。

(内装造作諸設備工事)

第16条 本契約後、乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件の内装造作又は付属物件の新設、撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ、乙は書面により、甲の承諾を得なければならない。

2 前項の内装造作又は付属物件の新設等における不動産取得税は乙の負担とする。

3 第1項の工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。

4 乙が甲の承認を得て施した建具・その他造作・模様替え等は本契約終了の場合においては、買取請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。ただし、甲が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。

5 乙が甲の承諾を得ずして、前項の改造等の行為をなした場合にはこの為に生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負う。

(解約予告)

第17条 甲又は乙は、本契約の更新を拒絶し、又は解約しようとする場合、次の各号に従って、相手方に書面をもって通知しなければならない。

- (1) 甲においては、更新拒絶するに於いて正当事由があり、かつ、本契約終了日前6ヶ月以上の猶予期間をおくこと。
- (2) 乙においては、退店日（建物の明渡し日）前3ヶ月以上の猶予期間をおくこと。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申込日から3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(契約の解除)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告その他の法定手続きによらず、直ちに本契約を解除できる。但し、当該違反行為が本契約の継続に必要な信頼関係を破損したものでないことと認められるときは、この限りでない。

- (1) 乙が賃料、共益費等の支払いを2ヶ月分以上連続して滞り続けたとき。
- (2) 乙が賃料、共益費等の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められるとき。
- (3) 本契約の各条項に違反したとき。
- (4) 環境及び共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復したとき。
- (5) 本物件又は共同施設等を故意に滅失又は毀損させたとき。
- (6) 入居申込書及び本契約書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。
- (7) 第14条第1号の届出義務を怠り、1ヶ月以上の長期にわたり所在不明となったとき。

(暴力団等の排除)

第19条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができる。乙は本物件を直ちに明渡さなければならない。この場合、甲は乙の事前事後の同意を得ることなく、電気、水道、ガスの供給停止、本物件の施設交換等の乙の本物件の使用を妨害する措置をとることができることを、乙はあらかじめ承諾した。

(1) 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。

(2) 乙の代表者、本物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団構成員若しくは暴力団準構成員であることが判明したとき。

(3) 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。

(4) 本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。

(5) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚醒剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行ったとき。

(6) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の入居者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

(契約の消滅)

第20条 天災、地震、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は都市計画等により、本物件が取用又は使用を制限され、賃貸借を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅し、甲は乙に対し敷金の金額を無利息で返還する。

(行方不明の場合の措置)

第21条 第18条第7号の場合において、甲は、連帯保証人若しくは乙の緊急連絡先、親族等の乙の関係者に通知のうえ、本物件に残置された乙の什器、備品、物品等を適宜な方法により任意の場所に保管することができるものとする。その後、1ヶ月を経過しても引取人のないときは、乙は一切の権利を放棄したものととして、甲において処分し債務に充当しても乙は異議のないものとする。なお、これに

要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

(明渡し及び原状回復)

第22条 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を明け渡さなければならない。この場合においては、乙が本物件及び付帯設備を破損又は汚損したときは、乙の費用負担において原状回復しなければならない。

2 乙は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約における本物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。

(1) 乙及び使用人すべての退去。

(2) 乙が本物件内に搬入したすべての什器、備品、物品等の搬出。

(3) 本物件内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去、処理。

(4) 第23条に規定する諸費用精算の完了及び鍵の返還。

4 乙が退去予定日を経過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

(1) 退去予定日より本物件明渡し完了にいたるまでの間、毎月本契約の賃料等の2倍に相当する損害金。

(2) 明渡し遅延により損害を受けた者に対する損害金。

5 乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求をすることはできない。

(諸費用の精算)

第23条 乙は、本契約の終了にあたり、自己が使用した電気代、上下水道代、ガス代、電話代について精算をしなければならない。

2 乙は第9条第1項に定める敷金の返還を受けるにあたって、前項に掲げる費用の領収書の写しを事前に甲に提出しなければならない。

(立入り)

第24条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲の立入りを拒否することができない。

3 解約申入れ後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

4 甲は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

(損害保険の加入)

第25条 甲は、本契約の建物に対し、甲の費用において、時価を保険金額とする火災保険に

加入しなければならない。

2 乙は、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故が発生させた場合のために賠償責任特約付の店舗総合保険に加入しなければならない。

3 乙の故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補填し、補填できない部分については別途請求できる。

(延滞損害金)

第26条 乙は、本契約から生じる金銭債務（賃料、共益費等）の支払いを遅延したときは、乙は甲に対

し、支払期日の翌日から支払の日まで年14.6%の割合による延滞損害金及び遅延した月数に応じて1ヶ月当たり3千円の請求手数料を支払わなければならない。

(連帯保証人)

第27条 連帯保証人は、乙と連帯して、法定更新、合意更新にかかわらず本契約が存在する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。

2 乙は、連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として適当でないと甲が認めたときは、乙は甲の請求に従い、直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

3 本契約期間中、甲乙の合意により、本契約の内容等に変更が生じた場合、乙は連帯保証人に対して通知を行わなければならない。

4 連帯保証人が高齢、病氣などによりその責務履行が困難な場合、乙または連帯保証人は債務履行を行える代理人をたててなければならない。

(乙から連帯保証人への委任)

第28条 乙は、連帯保証人に対して次の各号のいずれかに該当した場合に限り、本契約を解除し、本物件の明渡しに関する権限を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不服を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

(1) 乙が賃料等の支払いを3ヶ月以上滞納し、甲が催告を行うもその支払いをしない場合。

(2) 乙が甲への届出をせずして所在不明のまま60日以上経過したとき。

(3) 乙が死亡又は財産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。

2 乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解約できない。

(鍵の交換)

第29条 甲は、乙が防犯等正当な理由で鍵の交換を希望するときは、鍵の交換を行わなければならない。この場合、鍵の交換費用は、乙の実費負担とする。

(管轄裁判所)

第30条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(協議)

第31条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

乙は別途、特約条項差入れ書遵守するものとする。

この契約の締結を証するため本契約書 2 通を作成し当事者記名押印の上、
甲乙各一通を保有する

2022 年 12 月 30 日

甲 (貸主) 住所
氏名
自宅 TEL

乙 (借主) 現住所
フリガナ
氏名

勤務先
勤務先所在地

連帯保証人 住所
氏名

勤務先
勤務先所在地

連帯保証人 住所
氏名
勤務先
勤務先所在地

仲介者 奈良県知事 (1) 第4287号

仲介者

株式会社 人
〒631-0806 奈良県奈良市
取扱店 高の原店 TEL 0742-70-6868
宅地建物取引士
(奈良) 第011387号



『ガーデンシティ店舗』特約条項差入れ書

1、乙は本契約期間中、借家人賠償特約付きの火災保険に加入するものとする。

1、本物件地区内には自治会が存在します。

1、礼金は一切返還されない。

1、乙は契約解除時の際、3ヶ月前以上までに甲に書面にて予告するものとする。

尚、本契約は月の途中に本契約を解除し退店する場合においても、日割り計算は一切しないものとする。

1、本物件の経常一般の小修理は乙の費用負担で行うものとする。

1、本契約解除の際、乙は本物件を原状に復元する費用を負担するものとする。

ただし、甲が部分的に原状回復を免除した場合はその限りではない。

1、本物件内で搬出されるゴミは乙の責任において適切に処理するものとする。

1、乙は本物件利用において、来店者等の自動車・自転車・バイク等を近隣路上に置く

ことにより近隣より苦情の申し出があれば、乙の責任において善処解決するものとし、甲は一切迷惑をかけるものとする。

1、本物件は契約時の現状有姿で契約するものとし、内装・外装等の設備工事は乙の費用負担で行うものとする。

1、本物件に設置してある入ロドア・シャッター・トイレ・流し台・各電気配線設備・各照明器具等は残置設備として乙が維持管理を行うものとし、契約時より甲による性能保証はないものとする。(原則として防災設備・火災警報器・防犯設備・TV・インターネット等の通信設備も含むものとする。) また設備の取替え、廃棄の場合は甲の承諾を得て乙の負担で行うものとする。

1、乙は本物件において造作や看板等の設備を新たに設置・増設をする場合、事前に書面(設計図)等を提出のうえ甲に承諾を得たうえで行うものとし契約解除の際は、乙の費用負担にて原状回復するものとする。

1、甲は乙が本物件を『選挙活動及び県政相談所の事務所』としてのみ使用する事を承諾しているものとし、それ以外の用途での使用はできないものとする。

1、乙が本物件で営業するにあたり、営業時間や騒音・防音には細心の注意を払い本物件を使用するものとし、万一近隣より苦情の申し出があった場合は甲は一切迷惑をかけるないようにするものとする。

1、乙は本物件利用にあたり店舗出入口付近に長時間、自動車を駐車してはならない。

1、乙は本物件を使用するにあたり、乙の事業を行うための公的な申請や許可は乙の責任において行うものとし、本契約後、近隣からのクレームも含め、各法律や条令に抵触又は違反し本物件の使用の中止や追去を命じられても甲及び仲介業者は一切その責任を負えないものとする。

1、本物件において賃貸料・駐車料金については消費税を付加するものとする。

1、将来（賃貸料等）の消費税率が変更された場合、変更後の税率を適用するものとする。

1、本物件にはガス設備はないものとする。

1、本物件入ロドア・シャッターの鍵を交換する場合の費用は乙の負担とし、事前に甲の承諾を得て行うものとする。

1、本物件において盗難や空き巣などがあり乙や本物件に損害が生じたとしても甲及び仲介業者は一切その責任を負えないものとする。

1、乙は本物件駐車場で自動車保管場所使用承諾書を必要とする場合は、1台につき発行費用として¥10,000円＋税を甲に支払うものとする。

1、本契約時に乙、連帯保証人、入居者より提出された必要証明書類等については、一切返還されません。

以上。

令和5年 1月 6日

乙 氏名 中川 崇

連帯保証人承諾書

貸主（甲） 殿

1、賃貸借契約に基づく家賃の支払い等その他、借主（乙）が負担する契約上の債務を連帯保証人としてその責を負うものとする。

1、連帯保証人は本賃貸借契約が更新された場合も引き続き連帯保証の責を負うものとする。

1、連帯保証人の賃料責務は、賃料総額の12ヶ月分相当額を極度額とする。

1、連帯保証人は上記極度額の範囲以内においてその責務を履行しなければならぬ。

1、連帯保証人は別途、賃貸借契約書に基づく借主（乙）の賃料債務以外の債務についても連帯してそれを履行する義務が課されます。

上記の内容について確認承諾し、本書を提出します。

以上

令和5年 1月 6日

連帯保証人

住所

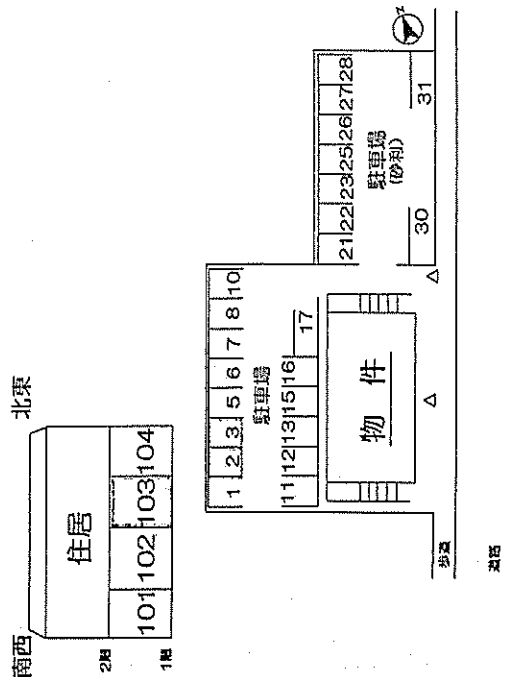
氏名

(別紙添付図面)

1. 賃貸借物件の専有部分は朱線で囲んだ部分とする。



駐車場の専有使用可部分は朱線で囲んだ部分部分とする。



※賃貸借部分は原則として土地や共有部分は含みません。

(管理・一般・専任)

建物賃貸借契約解除通知及び連絡先

物件 NO. _____

人 SPACE

賃貸空間
CHINTAI KOSHA

高の原店 TEL 0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

建物賃貸借契約解除通知書

賃貸人
管理人

様

・立会い日

月

日

()

賃貸物件の所在地 _____

名

称

階

号室

このたび上記賃貸物件の建物賃貸借契約を解除し、

年 月 日に退去することを本書において通知し、

確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除し、退去する
場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。

万一、退去が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した
損害は賠償致します。ついでに保証金および敷金の返還は、下記口座宛にお振
込み下さい。

通知年月日 年 月 日

賃借人 氏 名 _____ 印 _____

住 所 _____

TEL _____

携 帯 _____

※火災保険のご解約手続きは
住宅の解約手続きと一緒に
必ずして頂く様お願い致します。
(保険証券と認印必要)

移転先新住所 〒 _____

移転後連絡先 TEL _____ () _____

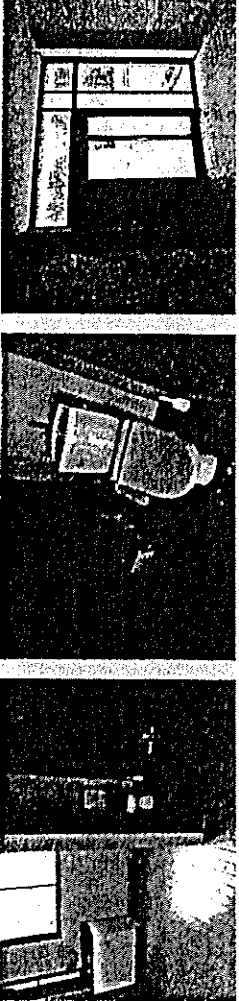
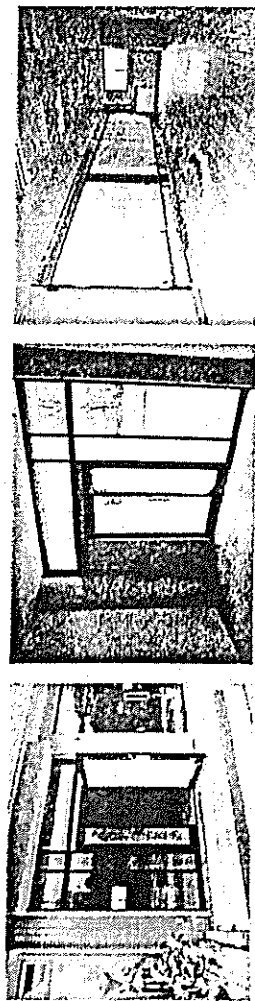
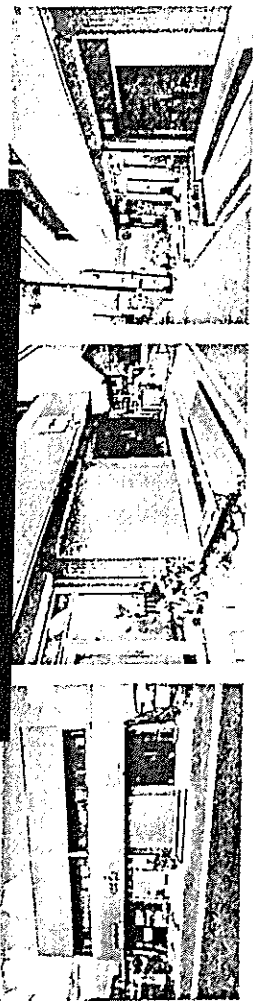
〈保証金および敷金返還先〉※振込手数料賃借人負担

銀行 _____ 支店 (普通・当座) NO. _____

〈リガナ〉

名 義 _____

(保証金・解約金・滞り金・未・保険解約金)



●解約予告(明渡し予告)

1. 解約予告はすくなくとも1ヶ月前迄にお願いいたします。
2. 解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の入居者を募集いたします。その際、貸主及び媒介業者立会いのもとに、入居希望者を居室へ案内するということもあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

●退去時(引越しにともなう建物明渡し)

引越しにともなう建物の明渡しにおいては、「入居時」に持ち込まれたもの(家財・物品等)をすべて搬出するとともに、建物内外のゴミの跡片づけ等をきちんとすませて下さい。
以上が行なわれていない場合は、物品等の搬去についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」が開始しないということにもなりますのでご注意ください。

●借主(入居者)の方へ

本契約書に記載されておりますように、借主としての義務と責任は大きなものです。契約されるについては、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。

●連帯保証人の方へ

連帯保証人は、法律及び本契約書において、借主(主たる債務者)の債務に対し、連帯して履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものを指すのではなく、契約にもとづくすべての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に関し、借主が期間中に行った(更新の場合を含む)行為についても、連帯責任があります。

〔注意事項〕

1. ゴミは指定日に指定の場所へお出し下さい。

2. 電気、水道、ガス等に関するお問合せ(引越し時の精算等)は下記へ。

電気.....関西電力	TEL 0800-777-8810
水道.....奈良企業局(水道)	TEL 0742-34-5200
ガス.....大阪ガス	TEL 0120-59-4817
.....	TEL
.....	TEL

建物賃貸借契約書

(住居用敷金礼金方式)

2023年3月24日

物件名 ガーデンシティ

フリガナ

カガリタシ

中川 崇 様

賃貸空間⁺
CHINTAI KOKAN⁺

株式会社 SPACE

建物賃貸借契約書 (住居用敷金・礼金)

(表記)

物件	(名称)ガーデンシティ			
所在地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6			
構造	鉄骨造2階建			
契約期間	2023年4月1日より 2024年3月31日までの 1年間とする。ただし、第2条により更新することができる。			
家賃等	賃貸料(月額)	55,000円	敷金	50,000円
	共益費(月額)	なし	礼金	50,000円
	駐車料(月額)	7,700円		
	(月額)			
	合計月額	62,700円		
支払期日	上記の家賃は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、搬込み費用等は乙の負担とする。			
支払方法	振込			
振込先	銀行名	支店名	預金	口座番号
	奈良県農業協同組合			

続柄	氏名	性別	生年月日	年齢
本人	中川 崇	男・女	年 月 日	才
		男・女	年 月 日	才
		男・女	年 月 日	才
		男・女	年 月 日	才
		男・女	年 月 日	才
		男・女	年 月 日	才
合計	名	備考		

建物賃貸借契約書 (住居用敷金・礼金)

(契約の締結)

第1条 貸主 (以下「甲」という。)及び借主 (以下「乙」という。)は、表記に記載する賃貸借の目的物 (以下「本物件」という。)について、以下の条項により賃貸借契約 (以下「本契約」という。)を締結した。

2 本物件は敷地上の建物を示し、土地は一切含まれません。

(契約期間)

第2条 契約期間は、表記に記載するとおりとする。

2 甲又は乙が相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件でさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を現状のまま使用し、表記記載の入居者一覧表に記載した者の居住のみを目的として本物件を使用しなければならぬ。

(家賃)

第4条 乙は、表記の記載に従い、家賃及び共益費 (以下「家賃等」といいます。)を支払わなければならない。

2 家賃等の支払いは、表記の記載に従い、日割計算した額とする。

3 1ヶ月間に満たない期間の家賃は、日割計算した額とする。

4 甲は、次の各号の一に該当する場合には、甲乙協議の上、家賃を改定することができる。

(1) 土地又は建物に対する租税、消費税その他の負担の増減により家賃が不当となった場合。

(2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により家賃が不当となった場合。

(3) 近傍同種の建物の家賃と比較して家賃が不当となった場合。

(共益費)

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費等の維持管理費に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

2 前項の共益費は、表記の記載に従い、支払わなければならない。

3 1ヶ月間に満たない期間の共益費は、日割計算した額とする。

4 甲は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、甲乙協議の上、共益費を改定することができる。

(諸費用の負担)

第6条 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

(1) 電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物処理費用。

(2) 町内会費等。

(敷金)

第7条 乙は家賃の支払い、損害の賠償その他本契約から生ずる債務を担保するため敷金として表記の金額を甲に支払い、甲は本日これを受領しました。この敷金には利息をつけないものとし、別に預り証を発行しない本書をもってこれに代えることにします。

2 乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって家賃等その他の債務と相殺することができるものとします。

3 乙は敷金の返還請求権を第三者に譲渡、または質権その他一切の担保の目的とすることができないものとし、また、前項の規定により契約終了日に返還するものとする。

4 甲は、本契約が第14条、第15条、第16条の規定により解除された日、若しくは本契約後に乙の都合で本物件に入居する前に契約を解除する場合、又は第15条の規定による更新拒絶により本契約期間が満了した日 (以下「契約終了日」といいます。)以後乙が本物件を甲に明け渡した日から起算して40日以内に前項の敷金の残額を契約期間の長短にかかわらず乙に返還するものとする。

5 乙は、前項の規定により契約終了日にこの契約書、鍵全部並びに乙が契約終了日までに使用した電気・ガス・水道等の使用料を精算し支払領収書を甲に提出するものとし、提出なき場合は、敷金の返還は受けられません。

6 乙は、契約終了日に本物件を甲に返還するとき本物件に故意過失による汚損・破損等の損害を与えてある場合には乙に於いてその損害を賠償しなければなりません。甲はその修理若しくは、取替え等の費用、及び原状回復費用、未払い等の乙の一切の債務弁済費用を乙に返還すべき敷金より差し引く事ができるものとし、この場合において、敷金の額が不足するときはその不足額を直ちに甲に納付しなければならぬ。

(礼金)

第8条 乙は敷金と別に礼金として表記の金額を甲に支払い甲は本日これを受領しました。尚、礼金は一切返還されません。

(借主の善管義務)

第9条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し使用しなければならぬ。

2 乙は、自己又は乙の同居者等の故意、過失により、建物及び設備等を故障、破損、滅失させたとき又は、他の居住者等に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならぬ。

(禁止事項)

第10条 乙は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

(2) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。

(3) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

(4) 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。

(5) 觀賞用の小鳥、魚類及び犬、猫等の動物を飼育すること。

(6) 本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転賃を行うこと。

(7) 建物を第3条の使用目的以外に使用すること。

(8) 本物件の増築、改築、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行うこと。

(承諾事項)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときには、あらかじめ甲の書面による承諾を得るとともに必要な手続きを行わなければならない。

(1) 表記に記載する同居人に新たな同居人を追加 (出生を除く。)するとき。

(2) 連帯保証人を変更しようとするとき。

(3) 觀賞用の小鳥、魚類及び犬、猫等の動物を飼育するとき。本契約書にペット飼育の特約条項差入れ書等を添付するものとする。

(4) 本物件出入口の鍵を変えるとき。

(届出事項)

第12条 乙又は連帯保証人は、次のいずれかに該当するときには、直ちにその旨を、甲に届出なければならない。

(1) 引続き1ヶ月以上本物件を留守にするとき、又は現に居住していないとき。

(2) 乙又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他のに変更が生じたとき。

(3) 連帯保証人が破産、死亡又は解散したとき。

(4) 建物及び設備が破損又はその恐れが生じたとき。

(入居中の修繕)

第13条 甲は、下記に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は契約期間の長短にかかわらず乙が負担しなければならない。

(1) 畳の表替え、裏返し

(2) 障子紙の張り替え

(3) 壁紙 (クロス) 等の張り替え。

(4) 襖紙の張り替え

5 乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求ならびに乙の付加した造作物その他について、甲に買取りを請求することはできない。

(立入り)

第20条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することができない。

3 甲は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならない。

(損害保険の加入)

第21条 乙は、火災、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故が発生させた場合のために賠償責任特約付の住宅総合保険に加入しなければならない。

(延滞損害金)

第22条 乙は、本契約から生じる金銭債務（家賃、共益費等）の支払いを遅延したときは、乙は甲に対し支払期日の翌日から支払いの日まで年14.6%の割合による延滞損害金を付加して支払わなければならない。（保証会社規定がある場合はその規定に基づく。）

(書面通知)

第23条 本契約に関する甲乙相互に於ける通知、申し出、承諾、承認等は全て書面によるものとし、書面によらないものは無効とします。

(連帯保証人)

第24条 連帯保証人は、この契約に基づく家賃の支払い等その他乙の一切の債務について保証し、

乙と連帯して履行の責を負うものとし、本契約が法定更新、合意更新にかかわらず更新された場合も引き続き保証の責を負うものとします。

2 連帯保証人の負担は、家賃総額の12ヶ月分を極度額とし、限度とする。

3 連帯保証人が負担する債務の元本は、乙又は連帯保証人が死亡した時に、確定するものとする。

4 連帯保証人の請求があったときは、甲は、連帯保証人に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払い状況や滞り金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額に関する情報を提供しなければならない。

(委任事項)

第25条 甲は、自己に代わって、この契約に基づく乙との連絡事務を行う者（管理者）をおき、甲は乙に対する一切の連絡をこの者に委任することがあります。

(管轄裁判所)

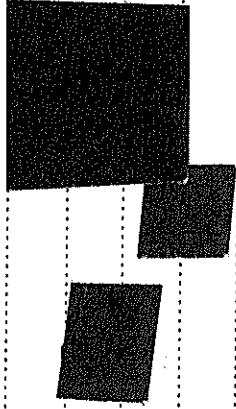
第26条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(協議)

第27条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

乙は別途、特約条項差入れ書を遵守するものとする。



賃貸住宅管理規約（入居規約）

この規約は、前掲建物賃貸借契約書第15条第13号に基づき、賃貸住宅の賃借人が必ず遵守しなければならない共同生活の基本的ルールを定めたものです。

第1条（賃借部分の善管注意）

賃借人は賃借部分の善管注意に関して、特に以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) 通風等を行い、室内に結露やカビが発生しないよう注意すること。
- (2) 水回りの管理に注意し、階下への水漏れがないようにすること。
- (3) 水洗トイレ及び流し台等は、排水管に物をつまらせないよう注意すること。
- (4) 電気、ガスの取扱いについては、事故の発生しないようにすること。
- (5) 日常使用する物以外で、危険物といわれるものは持ち込まないこと。

第2条（一般的遵守事項）

- (1) テレビ、ステレオ、その他楽器類の音量は、周囲に迷惑がからならない程度に抑えること。
- (2) ドアの開閉は静かに行うこと。
- (3) 階上に居住する者は、物やゴミ屑等を下へ落とさないよう十分注意すること。
- (4) 悪臭を放って、近隣に迷惑をかけること。
- (5) ベットの持ち込みが可の場合でも、放し飼いにして共用部分に出たり、鳴き声、臭いでの近所に迷惑をかけること。

第3条（駐車場）

- (1) 契約駐車場の場合、空いていても他の車を駐車してはなりません。
- (2) 入居者は、自転車、バイク及び自動車等を路上駐車しないこと。入居者の知人の車の場合も、入居者が責任をもって、注意すること。
- (3) 自動車、バイクの空ぶかしはしないこと。

第4条（共用部分）

- (1) バルコニーでの水の使用は、階下に水漏れが生じるため、十分注意すること。
- (2) 隣に続いてあるバルコニーの場合は、火災発生時の避難のため、隣との仕切り板の付近に物を集積しないこと。
- (3) エレベーター内で、物を散らかしたり、落書きやつばを吐いたりして、汚さないこと。
- (4) 共用部分を不法占拠したり、私物を置いたりしないこと。

第5条（コミュニティ）

- (1) 回覧板は、目を通したら、すみやかに次順の者へ回すこと。
- (2) 町内会へは入会し、町内会費は必ず支払うこと。
- (3) 町内会の行うコミュニティ活動等には積極的に参加すること。

第6条（ゴミ処理、消掃）

- (1) 共用部分は、常に清潔にすること。
- (2) ゴミはゴミ袋（指定）に入れ、必ず指定日に所定のゴミ集積所に出すこと。
- (3) ガラス、空き缶等の燃えないゴミや危険物等の廃棄物は、指定日に所定の場所に危険のないように処理すること。
- (4) 転入転出時等に大量の廃棄物がある場合は、自己の責任において他に迷惑をかけるないように処理すること。

第7条（防火対策）

- (1) 自然発火、引火爆発のおそれのあるものは、建物内に持ち込まないこと。
- (2) 階段、消火栓、消火器、避難器具の付近には、絶対に物を置かないこと。

第8条（その他の禁止事項）

- (1) 建物及び敷地内にチラシ等を提示する一切の行為。
- (2) 電気、ガス、給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設付加又は変更すること。
- (3) 共用部分で喫煙すること。
- (4) 他の居住者及び近隣居住者に迷惑をかけたり、不快の念を抱かせる行為をすること。

第9条（管理業者からの注意）

入居者は、管理業者から共同生活上の指示や注意があった場合、すみやかに、これに従わなければならない。

第10条（規約違反）

以上の各条項に関し、違反の程度が著しい賃借人に対しては、本賃貸借契約を解除するものとする。

以上

この契約の締結を証するため本契約書 2 通を作成し当事者記名押印の上、
甲乙各電通を保有する

2023 年 3 月 24 日

甲 (貸主) 住所
氏名
自宅TEL

乙 (借主) 現住所
フリガナ
氏名
自宅TEL

勤務先名 (新学校名)

勤務先所在地 (新学校所在地)

勤務先TEL (新学校TEL)

連帯保証人 住所
氏名
自宅TEL

勤務先名
勤務先TEL

連帯保証人 住所
氏名
自宅TEL
勤務先名
勤務先TEL

仲介者 奈良県知事 (2) 第4287号

賃貸空間
株式会社 SPACIAL SPACE
〒631-0806 奈良県奈良市朱雀
取扱店 高の原店 TEL 0742-70-6868
宅地建物取引士
(女性) 第111927号

仲介者

『ガーデンシティ』 特約条項差入れ書

1、乙は本契約期間中、店舗総合保険 (火災保険) に加入しなければならない。

1、礼金は一切返還されない。

1、本物件地区内には自治会が存在します。

1、乙は契約解除時の際、3ヶ月前に甲に書面にて予告するものとする。

尚、本契約は月の途中に本契約を解除し退店する場合においても、日割り計算は一切しないものとする。

1、乙は毎月々の家賃等は毎月末日までに次月分を支払い先払い方式とする。

1、本物件は契約時の現状有姿で契約するものとし甲に無断でその内装の変更や設備等の増設及び撤去等は原則としてできないものとする。

1、本物件の経常一般の小修理は乙の費用負担で行うものとする。

1、本契約解除の際、乙は本物件を契約時の原状に復元する費用を負担するものとする。

1、本物件内で搬出されるゴミは乙の責任において処理するものとする。

1、煙草による室内壁等のヤニ汚れや設備の変色による原状回復費は乙の負担とする。

1、乙は本物件利用において、顧客などの自動車・自転車・バイク等を近隣路上に置くことにより近隣より苦情の申し出があれば、乙の責任において善処解決するものとし、甲に一切迷惑をかけるものとする。

1、乙は営業時間や騒音・防音には細心の注意を払い本物件を使用するものとし、万一、他の入店者より苦情の申し出があれば、乙の責任において善処解決するものとし、甲に一切迷惑をかけるものとする。

1、本物件に設置してあるエアコン・各照明器具等は残置設備として乙が維持管理を行うものとし、契約時より甲による性能保証はないものとする。(TV等の視聴設備、電話・インターネット設備などの通信設備を含む。)

1、乙は本物件に利用において看板等を設置する場合、事前に甲に承諾を得たうえで行うものとする。

1、本契約中の住宅用火災警報器の修理、取替え等は乙の負担とする。

1、本物件に設置してある洗濯機用蛇口 (スパウト) の取替えや交換は入店時より乙の負担とする。

1、本物件は住居用共同住宅であるがこの都合により『選挙活動及び県政相談所』の事務所として使用するものとし、甲に無断でその用途を変更したり住居として使用することとはできないものとする。

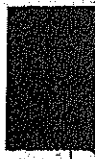
1、本契約において賃貸料（家賃・駐車料金）については消費税を付加するものとする。
尚、将来、消費税の税率が変更された場合、変更後の税率を適用するものとする。
1、本物件において盗難や空き巣などがおこったとしても甲は一切の責任は負わないものとする。

1、乙は本物件駐車場で自動車保管場所使用承諾書を必要とする場合は、1台につき発行費用として¥10,000円＋税を甲に支払うものとする。

1、本契約時に乙、連帯保証人より提出された必要証明書類等については、一切返還されません。

2023年3月24日 以上。

乙 氏名 中川 崇



(管理・一般・専任)

建物賃貸借契約解除通知及び連絡先

物件 NO.

A-Space

賃貸空間
CHINTAI KOKAN

高の原店 TEL 0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

建物賃貸借契約解除通知書

賃貸人
管理人

様

・立会い日 月 日 () :

賃貸物件の所在地

名称

階

号室

このたび上記賃貸物件の建物賃貸借契約を解除し、

年 月 日に退去することを本書において通知し、
確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除し、退去する
場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、退去が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した
損害は賠償致します。ついては保証金および敷金の返還は、下記日座宛にお振
込み下さい。

通知年月日 年 月 日

賃借人

氏名

印

住所

TEL

携帯

※火災保険のご解約手続きは
住宅の解約手続きと一緒に
必ずして頂くようお願い致します。
(保険証券と認印必要)

移転先新住所 〒

移転後連絡先 TEL ()

(保証金および敷金返還先) ※振込手数料賃借人負担

銀行

支店 (普通・当座) NO.

(フリガナ)

名義

(保証会社解約 済・未、保険契約 済・未)

『ガーデンシティ 』 特約条項差入れ書

1、乙は本契約期間中、店舗総合保険（火災保険）に加入しなければならない。

1、礼金は一切返還されない。

1、本物件地区内には自治会が存在します。

1、乙は契約解除時の際、3ヶ月前に甲に書面にて予告するものとする。

尚、本契約は月の途中に本契約を解除し退店する場合においても、日割り計算は一切しないものとする。

1、乙は毎月々の家賃等は毎月末日までに次月分を支払う先払い方式とする。

1、本物件は契約時の現状有姿で契約するものとし甲に無断でその内装の変更や設備等の増設及び撤去等は原則としてできないものとする。

1、本物件の経常一般の小修理は乙の費用負担で行うものとする。

1、本契約解除の際、乙は本物件を契約時の原状に復元する費用を負担するものとする。

1、本物件内で搬出されるゴミは乙の責任において処理するものとする。

1、煙草による室内壁等のヤニ汚れや設備の変色による原状回復費は乙の負担とする。

1、乙は本物件利用において、顧客などの自動車・自転車・バイク等を近隣路上に置くことにより近隣より苦情の申し出があれば、乙の責任において善処解決するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。

1、乙は営業時間や騒音・防音には細心の注意を払い本物件を使用するものとし、万一、他の入店者より苦情の申し出があれば、乙の責任において善処解決するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。

1、本物件に設置してあるエアコン・各照明器具等は残置設備として乙が維持管理を行うものとし、契約時より甲による性能保証はないものとする。（TV等の視聴設備、電話・インターネット設備などの通信設備を含む。）

1、乙は本物件に利用において看板等を設置する場合、事前に甲に承諾を得たうえで行うものとする。

1、本契約中の住宅用火災警報器の修理、取替え等は乙の負担とする。

1、本物件に設置してある洗濯機用蛇口（スパウト）の取替えや交換は入店時より乙の負担とする。

1、本物件は住居用共同住宅であるが乙の都合により『選挙活動及び県政相談所』の事務所として使用するものとし、甲に無断でその用途を変更したり住居として使用することはできないものとする。

1、本契約において賃貸料（家賃・駐車料金）については消費税を付加するものとする。

尚、将来、消費税の税率が変更された場合、変更後の税率を適用するものとする。

1、本物件において盗難や空き巣などが起こったとしても甲は一切の責任を負わないものとする。

1、乙は本物件駐車場で自動車保管場所使用承諾書を必要とする場合は、1台につき発行費用として¥10,000円＋税を甲に支払うものとする。

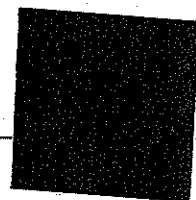
1、本契約時に乙、連帯保証人より提出された必要証明書類等については、一切返還されません。

以上。

令和5年3月25日

乙 氏名

中川 崇



駐車場契約書

2022年12月30日

名称 ガーデンシティ店舗駐車場

駐車場NO. 2

フリガナ

サガリ 妙

中川 崇 様

賃貸空間
+ CHINTAI KOKAN +

株式会社  SPACE
エー・スペース

駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、表記に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

名 称	ガーデンシティ店舗駐車場	区 画 番 号	2
所 在 地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6		
車 両 名		車 種	
車 輛 登 録 番 号		車 両 所 有 者	
契約期間	2023年1月15日 より 2025年1月14日 までの2年間とする		
賃 料 等	駐車場料金	7,700円	保 証 金
	合計月額	7,700円	
支払期日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
支払方法	振込		
振込先	銀 行 名	支 店 名	預 金 口座番号 受取名義人
	奈良県農業協同組合		

第1条 甲は乙に対し、表記表示の車を表記表示の場所に駐車することを認める。

第2条 契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもってさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 賃料は表記表示金額とし、乙は表記表示の方法で支払うものとする。

第4条 賃料は公営公費や消費税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更することができる。

第5条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

第6条 保証金には利息を附せず、本契約が終了し、乙が本契約によるこの債務の履行を完了した後40日以内に保証金の全額を甲は乙にこれを返還する。但し乙が本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充てることができる。

第7条 乙は本駐車場に表記に表示する駐車車両以外の車両を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第8条 本駐車場内におけるこの自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。

第9条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る道路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、乙に対して何らの補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。

第10条 本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはできない。

第11条 乙又はその関係者（同乗者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の施設設備若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第12条 乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取扱等をしていないこと。
- (3) 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 自動車の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲及び管理者の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場内において物件を損壊し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等のゴミを散らかさないこと。

- (9) その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- (10) 駐車場内での車両の流転は厳禁とする。
- (11) エンジンの型番とし、必要以上のアイドリングをさせ騒音を散逸させない。特に深夜の車の出入りに当たっては付近の迷惑にならないよう注意する。
- 第11条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。
- (1) 乙が賃料の支払を2ヶ月分以上滞りしたとき。
- (2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。
- (3) 他の自動車に駐車させたとき。
- (4) その他本契約の条項の一に違反したとき。
- 2 前項による契約解除が行われた場合、既に納入した賃料は返還しない。
- 第12条 本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に対し書面をもって予告しなければならない。この場合甲、乙ともに異議を申し立てない。
- 2 乙は1ヶ月未満の解約予告の場合、1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。尚、本契約が月の中途で終了した時は日割り計算せず終了月分全額を支払う。
- 第13条 乙は「自動車保管場所使用承諾書」を必要とする場合は、その発行費用として金~~50000~~10000円を甲に支払うとともに、1ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。
- 2 車庫証明発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。
- 第14条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了した時は、乙は直ちにその車輛を他へ搬出する。乙が本契約終了後なおもその車輛その他の物を残置するときは甲はこれを適当な方法で撤去処分するものにおいて何ら異議なきものとする。この場合の撤去処分に関する費用については全て乙の負担とする。
- 第15条 この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙合意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

[特約事項]

1. 本駐車場契約は、賃料貸借契約が解除となるとき本駐車場契約も解除となる。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各一通を保有する。
2022年12月30日

甲 (貸主) 住所

氏名

自宅TEL

乙 (借主) 住所

氏名

自宅TEL

勤務先名

勤務先TEL

仲介者 奈良県知事 (1) 第4287号



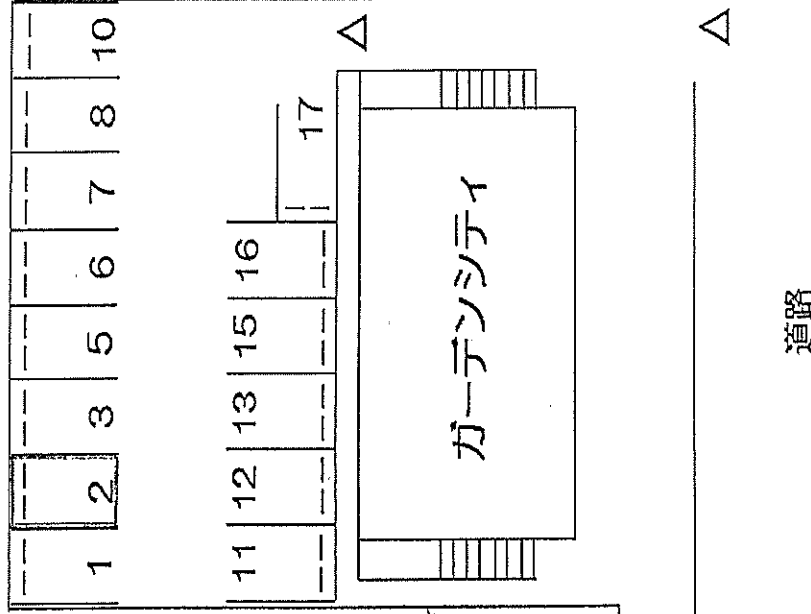
株式会社

〒631-0806

取扱店：高の原店

奈良市朱雀3丁目5-4

TEL0742-70-6868



(管理・一般・専任)

駐車場契約解除通知及び連絡先

物件 NO. _____

A-SPACE
+ 賃貸空間 +
- CHINTAI KOKAN -

高の原店 TEL 0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐車場契約解除通知書

賃貸人
管理人 _____ 様

駐車場名称 _____

駐車区画 _____ 番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、

年 _____ 月 _____ 日

に車両を他へ搬出することを本書において
通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する
場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。

万一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した
損害は賠償致します。ついては保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

賃借人 氏 名 _____ 印

住 所 _____

TEL _____

携 帯 _____

〈保証金返還先〉※振込手数料賃借人負担

銀行 _____

支店 (普通・当座) NO. _____

〈別紙ナ〉

名 義 _____

駐車場契約書

2022年12月30日

名称 ガーデニング店舗駐車場

駐車場NO. 3

フリガナ

サカワ ケイ

中川 崇 様

賃貸空間
+ CHINTAI KOKAN +

株式会社  SPACE
エー・スペース

駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、表紙に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

名 称	ガーデンシティ店舗駐車場	区 画 番 号	3
所 在 地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6		
車 両 名		車 種	
車 輛 登 録 番 号		車 両 所 有 者	
契約期間	2023年1月15日 より 2025年1月14日 までの2年間とする		
賃 料 等	駐車場料金	保 証 金	7,700円
	合計月額		7,700円
支払期日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
支払方法	振込		
振込先	銀行名	支店名	預金 口座番号 受取名義人
	奈良県農業協同組合		

- 第1条 甲は乙に対し、表紙表示の車両を表紙表示の場所に駐車することを認める。
- 第2条 契約期間は、表紙表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもってさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。
- 第3条 賃料は表紙表示金額とし、乙は表紙表示の方法で支払うものとする。
- 第4条 賃料は公租公課や消費税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更することができる。
- 第5条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表紙に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
- 第6条 保証金は利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約によるこの債務の履行を完了した後40日以内に保証金の全額を甲は乙にこれを返還する。但し乙が本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充当することができる。
- 第7条 乙は本駐車場に表紙に表示する駐車車両以外の車両を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 第8条 本駐車場内におけるこの自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。
- 第9条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、乙に対して何らの補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。
- 第10条 本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはできない。
- 第11条 乙又はその関係者（関係者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の施設設備若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならぬ。
- 第12条 乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。
- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の使用をしないこと。
- (3) 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 自動車の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲及び管理者の許可を得たものの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等のゴミを廃棄しないこと。

- 第15条 この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙銀座をもって協議し、その解決にわたるものとする。

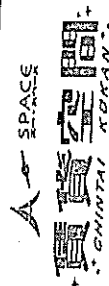
TEL0742-70-6868



(管理・一般・専任)

駐車場契約解除通知及び連絡先

物件 NO. _____



高の原店 TEL 0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐車場契約解除通知書

賃貸人

管理人 _____ 様

駐車場名称 _____

駐車区画 _____ 番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、
年 _____ 月 _____ 日に車両を他へ搬出することを本書において

通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する
場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した

損害は賠償致します。ついては保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

貸借人 氏 名 _____ 印

住 所 _____

TEL _____

携 帯 _____

〈保証金返還先〉※振込手数料貸借人負担

銀行

支店 (普通・当座) NO. _____

(フリガナ)

名 義 _____

駐車場契約書

2023 年 1 月 15 日

名称 ガーデンスイ第二駐車場

駐車場No.27

フリガナ

サガワ タシ

中川 崇 様

賃貸空間⁺
⁺CHINTAI KOKAN⁺

株式会社



駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、表記に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

名 称	ガーデんシティ第二駐車場		区 画 番 号	27
所 在 地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6			
車 両 名		車 種		
車 輛 登 録 番 号		車 両 所 有 者		
契約期間	2023年2月1日	より	2024年1月31日	までの1年間とする
賃 料 等	駐車場料金	7,700円	保 証 金	
	消費税額			
	合計月額	7,700円		
支払 期 日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。			
支払 方 法	振込			
振 込 先	銀 行 名	支 店 名	預 金 口 座 番 号	受 取 名 義 人
	奈良興業信用組合			

- 第1条 甲は乙に対し、表記表示の車種を表記表示の場所に駐車することを認める。
- 第2条 契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもってさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。
- 第3条 賃料は表記表示金額とし、乙は表記表示の方法で支払うものとする。
- 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は日割計算した額とする。
- 3 甲は公租公課や消費税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更することができる。
- 第4条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
- 2 保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約によるこの債務の履行を完了した後40日以内に保証金の全額を甲は乙にこれを返還する。但し乙が本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充てることができる。
- 第5条 乙は本駐車場に表記に表示する駐車車種以外の車種を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 第6条 本駐車場内におけるこの自動車の墜落、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。
- 第7条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、乙に対して何らの補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。
- 第8条 本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはできない。
- 第9条 乙又はその関係者（同乗者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の施設設備若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならぬ。
- 第10条 乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。
- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の使用等しないこと。
- (3) 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 自動車の運転に当っては安全運転をすること。
- (5) 甲及び管理者の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等のゴミを廃棄しないこと。
- (8) 他の車の駐車位置を侵さないこと。

- (9) その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- (10) 駐車場内の車両の駐車は厳禁とする。
- (11) エンジンの空ぶかし、必要以上のアイドリングをさせ騒音を発せさせない。特に深夜の車の出入りに当たっては付近の迷惑にならないよう心掛ける。
- 第11条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。
- (1) 乙が資料の支払を2ヶ月分以上滞りしたとき。
- (2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。
- (3) 他の自動車駐車場を駐車させたとき。
- (4) その他本契約の条項の一に違反したとき。

2 前項による契約解除が行われた場合、既に納入した資料は返還しない。

第12条 本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に対し書面をもって予告しなければならない。

2 乙は1ヶ月未満の解約予告の場合、1ヶ月分の資料相対額の解約金を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。尚、本契約が月の中途で終了した時は日割計算せず終了月分金額を支払う。

第13条 乙は「自動車保管場所使用承諾書」を必要とする場合は、その発行費用として金10,000+税別を甲に支払うとともに、1ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。

2 車庫証明発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第14条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了した時は、乙は直ちにその車両を他へ搬出する。乙が本契約終了後なおもその車両その他の物を残置するときは甲はこれを適当な方法で搬去処分するも乙において何ら異議なきものとする。この場合の搬去処分にかかる費用については全て乙の負担とする。

第15条 この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

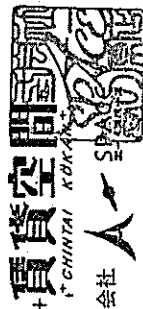
〔特約事項〕
本契約において駐車場料金については消費税を付加するものとする。
尚、将来消費税の税率が変更となる場合は変更後の税率を適用するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各志願を保有する。

2023 年 1 月 15 日

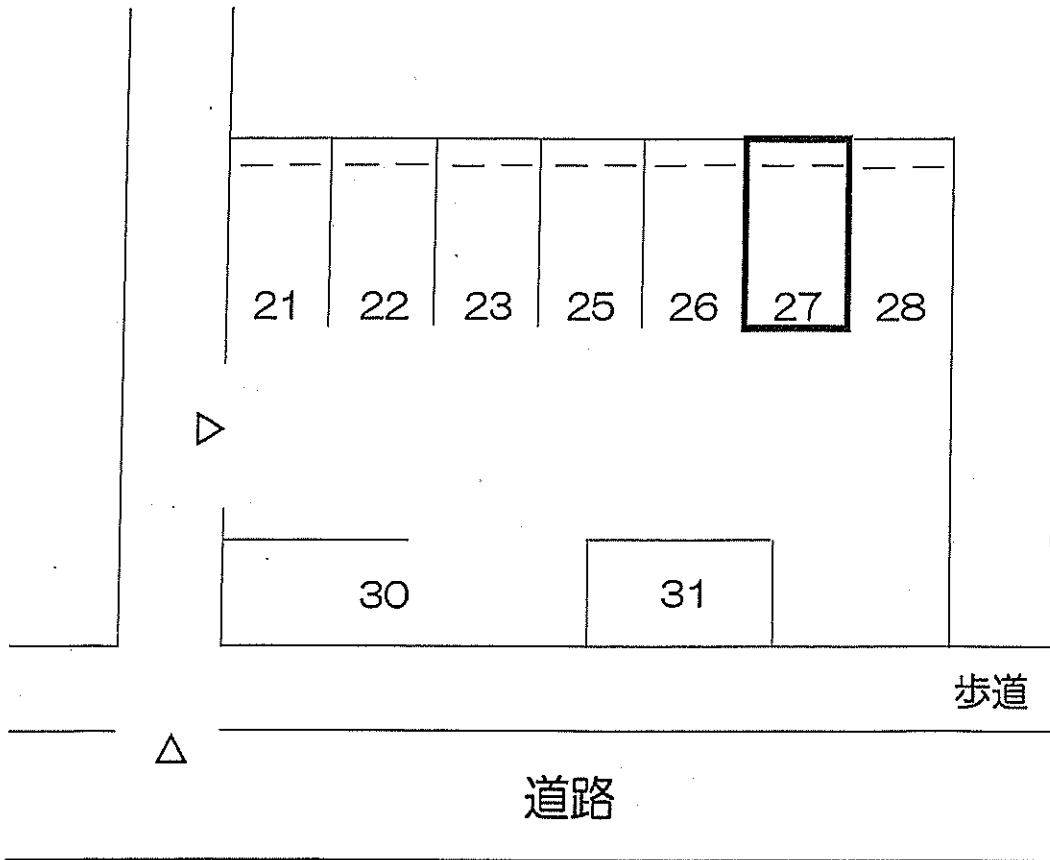
甲 (貸主)	住所	[Redacted]	
	氏名	[Redacted]	
	自宅TEL	[Redacted]	
乙 (借主)	住所	[Redacted]	
	フリガナ氏名	Takauchi 隆	
	自宅TEL	[Redacted]	
	勤務先名	[Redacted]	
	勤務先TEL	[Redacted]	

仲介者 奈良県知事 (2) 第4287号



株式会社

〒631-0806 取扱店：高の原店
奈良市朱雀3丁目5-4 TEL0742-70-6868



(管理・一般・専任)

駐車場契約解除通知及び連絡先

物件NO. _____

A-SPACE

賃貸空間
+ CHINTAI KOKORO +

高の原店 TEL 0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐車場契約解除通知書

賃貸人
管理人 _____ 様

駐車場名称 _____ 駐車区画 _____ 番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、

____年 ____月 ____日に車両を他へ搬出することを本書において
通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する
場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した
損害は賠償致します。については保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日 ____年 ____月 ____日

賃借人 氏 名 _____ 印

住 所 _____

TEL _____

携 帯 _____

〈保証金返還先〉※振込手数料賃借人負担

銀行 _____ 支店 (普通・当座) NO. _____

〈フリガナ〉
名 義 _____

駐車場契約書

2023 年 1 月 15 日

名称 ガーデンシティ第二駐車場

駐車場No.31

フリガナ

チカワ ケイ

中川 崇 様

賃貸空間⁺

⁺CHINTAI KÖKAN⁺

株式会社



SPACE⁺

駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、表記に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

名 称	ガーデンシティ第二駐車場	区 画 番 号	31
所 在 地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6		
車 両 名		車 種	
車 輛 登 録 番 号		車 両 所 有 者	
契約期間	2023年2月1日 より 2024年1月31日 までの1年間とする		
賃 料 等	駐車場料金	保 証 金	
	消費税額	7,700円	
	合計月額	7,700円	
支払期日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
支払方法	振込		
振 込 先	銀 行 名	支 店 名	預 金 口 座 番 号
	奈良県農業協同組合		

- 第1条 甲は乙に対し、表記表示の車両を表記表示の場所に駐車することを認める。
- 第2条 契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもってさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。
- 第3条 賃料は表記表示金額とし、乙は表記表示の方法で支払うものとする。
- 第4条 甲は公租公課や消費税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更することができる。
- 第5条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
- 第6条 保証金は利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約によるこの債務の履行を完了した後40日以内に保証金の全額を甲は乙にこれを返還する。但し乙が本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充当することができる。
- 第7条 乙は本駐車場に表記に表示する駐車車両以外の車両を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 第8条 本駐車場内におけるこの自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。
- 第9条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、乙に対して何らの賠償、損害賠償等の義務を負わないものとする。
- 第10条 本契約に伴うこの権利は他に譲渡または転貸することはできない。
- 第11条 乙又はその関係者（関係者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。
- 第12条 乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。
- (1) 引火性物その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取扱いをしないこと。
- (3) 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 自動車の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲及び管理者の許可を得たものの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等のゴミを廃棄しないこと。
- (8) 他の車の駐車位置を侵さないこと。

- (9) その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- (10) 駐車場内での車両の洗車は厳禁とする。
- (11) エンジンの空ぶかし、必要以上のアイドリングをさせ騒音を発散させない。特に深夜の車の出入りに当たっては付近の迷惑にならないよう心掛ける。
- 第11条 乙が車の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。
- (1) 乙が賃料の支払を2ヶ月分以上滞りしたとき。
- (2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。
- (3) 他の自動車に駐車させたとき。
- (4) その他本契約の条項の一に違反したとき。
- 2 前項による契約解除が行われた場合、既に納入した賃料は返還しない。
- 第12条 本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に対し書面をもって予告しなければならぬ。この場合甲、乙ともに異議を申し立てない。
- 2 乙は1ヶ月未満の解約予告の場合、1ヶ月分の賃料相当額の違約金を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。尚、本契約が月の途中で終了した時は日割り計算せず終了月分全額を支払う。
- 第13条 乙は「自動車保管場所使用承諾書」を必要とする場合は、その発行費用として金10,000円を甲に支払うとともに1ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。
- 2 車庫証明発行後、乙が本契約を解除するとき、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。
- 第14条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了した時は、乙は直ちにその車輛を他へ搬出する。乙が本契約終了後なおもその車輛その他の物を残置するときは甲はこれを適当な方法で撤去処分するも乙において何ら異議なきものとする。この場合の撤去処分にかかる費用については全て乙の負担とする。
- 第15条 この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議をもって協議し、その解決にあたるものとする。
- 【特約事項】
本契約において駐車場料金については消費税を付加するものとする。
尚、将来消費税の税率が変更となる場合は変更後の税率を適用するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各巻通を保有する。
2023 年 1 月 15 日

甲 (貸主) 住所

氏名

自宅TEL

乙 (借主)

住所

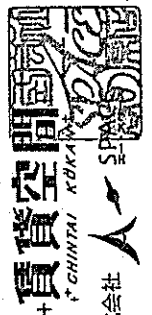
氏名

自宅TEL

勤務先名

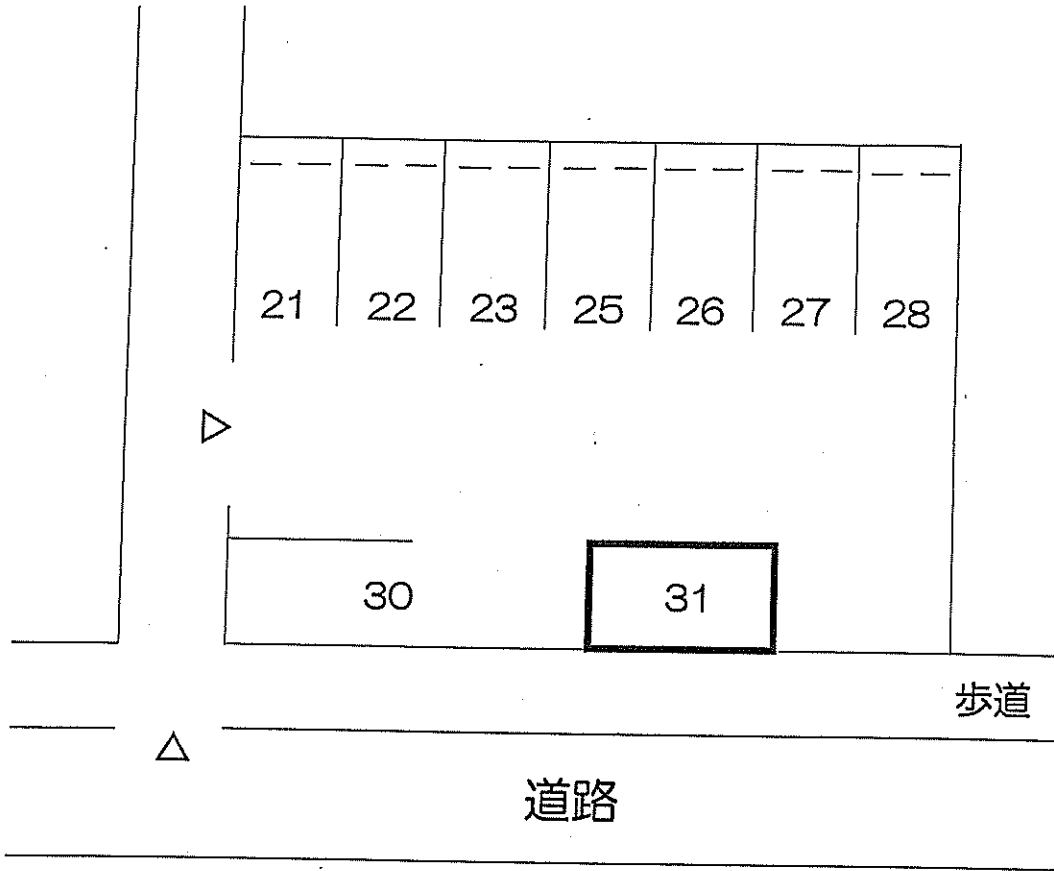
勤務先TEL

仲介者 奈良県知事 (2) 第4287号



株式会社

〒631-0806 取扱店：高の原店
奈良市朱雀3丁目5-4 TEL0742-70-6868



(管理・一般・専任)

駐車場契約解除通知及び連絡先

物件 NO. _____

A-SPACE

賃貸空間
+ CHINTAI KOSHO

高の原店 TEL 0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐車場契約解除通知書

賃貸人
管理人 _____ 様

駐車場名称 _____

駐車区画 _____ 番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、

____年____月____日に車両を他へ搬出することを本書において
通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する
場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。

万が一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した
損害は賠償致します。ついでには保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

賃借人 氏 名 _____ 印 _____

住 所 _____

TEL _____

携 帯 _____

〈保証金返還先〉 ※振込手数料賃借人負担

銀行 _____ 支店 _____ (普通・当座) NO. _____

〈フリガナ〉
名 義 _____

駐車場賃貸借契約書

貸主

(以下「甲」という)と、

借主

中川 崇

様

(以下「乙」という)とは、

下記駐車場(以下「本物件」という)について、以下の条項により賃貸借契約を締結する。

(A) 物件の 表示	所在地	奈良市朱雀5丁目19番18		
	名称	駐車場	指定場所	12
契約車	① 車名型式			
	② 車種		③ 登録番号	
備考				
(B) 賃貸借の 条件	契約期間	令和 5 年 1 月 10 日 から 令和 5 年 4 月 10 日 まで 3ヶ月 (91日)		
	賃料	月額金 5,000	保証金	10,000 円
	更新料	0 円	賃料等の 支払方法	☒ 振込
	支払期限	①翌月分を毎前月 30 日までに支払う		②振込み手数料は乙の負担とする
	☐ 振込	種類	金融機関	三井住友 銀行
	賃料等の 振込先	口座番号	名義人	フリガナ
	☐ 持参	住所		
	☐ 持参	氏名		
	☐ 口座引落	委託会社名		
	(特約事項)			
(C) 貸主及び 管理業者	貸主	氏名		
		住所		
	管理業者	商号又は名称		
		所在地	TEL:	
		賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣 () 第 号	
	* 貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。			
所有者	氏名	貸主(甲)に同じ		
	住所	同上		

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人(以下「丙」という)が署名(記名)押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 5 年 1 月 7 日

貸主(甲) 住所

氏名

借主(乙) 住所

氏名

中川 崇

契 約 条 項

第1条 (目的)

甲は、乙に対し本物件を駐車場の用として賃貸し、乙は、これを賃借する。

第2条 (契約期間及び更新)

- 1 契約期間は表記(B)のとおりとする。
- 2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。
- 3 乙は、契約期間満了の3ヶ月前までに、甲に対して書面をもって本契約の存続に関し、何らの申し出がない場合には、当該期間の満了の翌日より起算してさらに期間、賃料等同一条件にて本契約を合意更新したものとみなす。以後この例による。
- 4 本契約更新の場合、更新料は不要とする。

第3条 (賃料)

- 1 乙は、表記(B)の記載に従い、甲に賃料を支払わなければならない。
- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
- 3 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には契約期間中であっても、協議の上、賃料を改定することができる。
 - ① 土地に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
 - ② 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
 - ③ 近傍同種の土地の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

第4条 (保証金)

- 1 乙は、本契約から生じる乙の債務の担保として表記(B)の保証金を本契約締結と同時に甲に預け入れるものとする。
- 2 甲は、本契約が期間満了、解約、解除等により終了し、乙が原状に復して本物件を明け渡した時は、すみやかに表記の保証金を乙に返還する。
- 3 乙に未払い賃料、原状回復費用等、本契約に基づく債務がある時は、甲は前項の保証金と相殺した後に残額を返還する。

第5条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第6条 (使用の制限)

- 1 乙は、本物件上に、契約車以外の車及び物を置いたり、いかなる構造物も設置してはならない。
- 2 乙又はその関係者によって、本物件上の甲の設備や、駐車中の他の自動車に損傷を与えた場合、全て乙の責任と負担において賠償責任を負う。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し、又は、転貸してはならない。

第7条（契約の解除）

1 甲は、乙において次のいずれかの事由が生じた場合は、相当の期間を定めて当該義務の履行等を催告した上で、履行されない場合は、本契約を解除することができる。

① 賃料を2ヶ月以上支払わなかった場合

② 乙が本契約に違反した場合

2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せず本契約を解除することができる。

① 第5条の確約に反する事実が判明した時

② 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当した時

第8条（通知義務）

乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には甲にすみやかに通知しなければならない。

① 乙の氏名・緊急時の連絡先等に変更がある場合

② 乙が法人の場合、記載事項に変更があった場合

第9条（契約の失効等）

天災地変その他甲及び乙の責に帰さない事由により、本物件の使用ができなくなった場合、本契約は当然に失効する。

第10条（損害賠償）

1 乙が賃料・管理費等の支払いを遅滞した時は、年5%の割合による遅延損害金を支払わねばならない。

2 乙は、第三者との間で生じた本物件に関する損害賠償問題等については、その当事者間で問題を解決するものとする。

第11条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

第12条（免責事項）

駐車場で起きた事故や盗難については、いかなる場合も甲は一切の責任を負わないものとする。

自然災害による場合も同様とする。

第13条（契約外事項）

甲及び乙は、本契約に定めがない事項あるいは条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令、一般の不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

駐車場契約書

2023年 2 月 12 日

名称 ガーデンシティ第二駐車場

駐車場No.22

フリガナ

ナカガワ タカシ

中川 崇 様

賃貸空間
+ CHINTAI KOKAN +

株式会社



SPACE
スペース

駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、表記に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

名 称	ガーデンシティ第二駐車場	区 画 番 号	22
所 在 地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6		
車 両 名		車 種	
車 輛 登 録 号		車 両 所 有 者	
契約期間	2023年2月25日 より 2024年2月24日 までの1年間とする		
賃 料 等	駐車場料金	保 証 金	
		7,700円	
	合計月額	7,700円	
支払期日	上記の賃料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
支払方法	振込		
振込先	銀行名	支店名	預金 口座番号 受取各義人
	奈良県農業協同組合		

- 第1条 甲は乙に対し、表記表示の車種を表記表示の場所に駐車することを認める。
- 第2条 契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件をもってさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。
- 第3条 賃料は表記表示金額とし、乙は表記表示の方法で支払うものとする。
- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は日割計算した額とする。
- 3 甲は公租公課や消費税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更することができる。
- 第4条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
- 2 保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約によるこの債務の履行を完了した後40日以内に保証金の全額を甲は乙にこれを返還する。但し乙が本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充当することができる。
- 第5条 乙は本駐車場に表記に表示する駐車車種以外の車種を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 第6条 本駐車場内におけるこの自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。
- 第7条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、乙に対して何らの補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。
- 第8条 本契約に伴うこの権利は他に譲渡または転貸することはできない。
- 第9条 乙又はその関係者（同乗者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の施設設備若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。
- 第10条 乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。
- (1) 引火性物その他の危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取扱等をしていないこと。
- (3) 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場の条件について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 自動車の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲及び管理者の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等のゴミを廃棄しないこと。
- (8) 他の車の駐車位置を乱さないこと。

- (9) その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- (10) 駐車場内での車両の駐車は厳禁とする。
- (11) エンジンの空ぶかし、必要以上のアイドリングをさせ騒音を発せさせない。特に深夜の車の出入りに当たっては付近の迷惑にならないよう心掛ける。
- 第11条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。
- (1) 乙が賃料の支払を2ヶ月分以上滞りしたとき。
- (2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。
- (3) 他の自動車に駐車させたとき。
- (4) その他本契約の条項の一に違反したとき。
- 2 前項による契約解除が行われた場合、既に納入した賃料は返還しない。
- 第12条 本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に対し書面をもって予告しなければならない。この場合甲、乙ともに異議を申し立てない。
- 2 乙は1ヶ月未満の契約予告の場合、1ヶ月分の賃料相当額の違約金を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。尚、本契約が月の途中で終了した時は日割り計算せず終了月分全額を支払う。
- 第13条 乙は「自動車保管場所使用承諾書」を必要とする場合は、その発行費用として金10,000円を甲に支払うとともに、1ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。
- 2 車庫証明発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。
- 第14条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了した時は、乙は直ちにその車輛を他へ搬出する。乙が本契約終了後なおもその車輛その他の物を残置するときは甲はこれを適当な方法で撤去処分するも乙において何ら異議なきものとする。この場合の撤去処分にかかる費用については全て乙の負担とする。
- 第15条 この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に異議が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

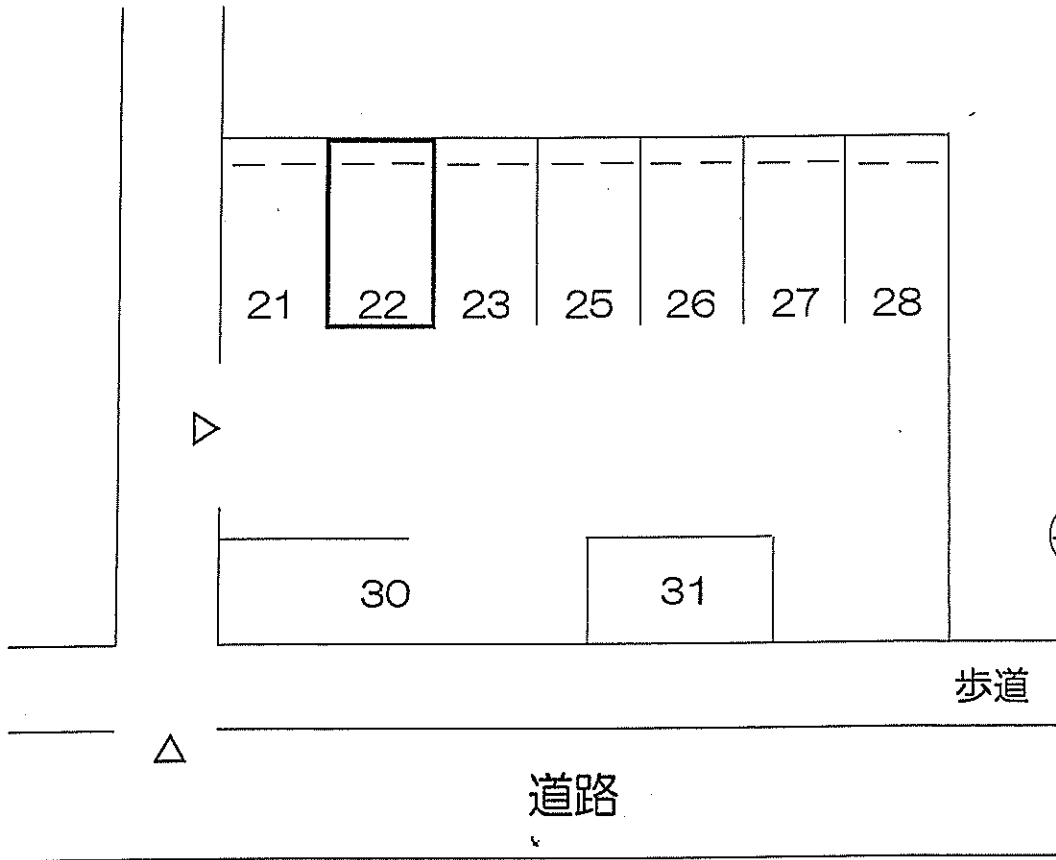
【特約事項】

本契約において駐車場料金については消費税を付加するものとする。
尚、将来消費税の税率が変更となる場合は変更後の税率を適用するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各一通を保有する。
2023 年 2 月 12 日

甲 (貸主)	住所	氏名	自宅TEL
乙 (借主)	住所	氏名	自宅TEL
	勤務先名	勤務先TEL	

仲介者 奈良県知事 (2) 第4287号
賃貸空間
+ CHINTAI KUBO
株式会社 A
〒631-0806 取扱店：高の原店
奈良市朱雀3丁目5-4 TEL0742-70-6868



(管理・一般・専任)

駐車場契約解除通知及び連絡先

物件 NO. _____



高の原店 TEL 0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐車場契約解除通知書

賃貸人
管理人 _____ 様

駐車場名称 _____ 駐車区画 _____ 番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、

____年____月____日に車両を他へ搬出することを本書において
通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する
場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した
損害は賠償致します。ついては保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

賃借人 氏 名 _____ 印

住 所 _____

TEL _____

携 帯 _____

〈保証金返還先〉 ※振込手数料賃借人負担

銀行 _____ 支店 (普通・当座) NO. _____

〈フリガナ〉
名 義 _____

書類送付のご案内

御中

中川 崇 様

この度は、（ ガーデンシティ第二駐車場 No.22 ）を御契約して頂き有難うございました。大変遅くなり申し訳ございません、駐車場契約書（借主様控分）を送付させて頂き戴きますので大事に保管の程、宜しくお願い致します。

尚、解約をされる時は駐車場契約解除通知書が必要となりますので、解約される1ヶ月前に当社にご連絡をして頂き、お手数ですがご持参して下さい。（借主様控分の駐車場契約書も返還になります。）宜しくお願いします。

※駐車場契約解除通知書は駐車場契約書の最後のページに有ります。

※毎月の駐車料金の振込先は駐車場契約書に記載しております。

※初回の振込は3月末日に4月分からとなります。

賃貸空間 高の原店

TEL 0742-70-6868

担当

駐車場契約書

2023 年 3 月 24 日

名称 ガーデンスイテ駐車場

駐車場NO. 28

フリガナ

カガリタシ

中川 崇 様

賃貸空間⁺
⁺CHINTAI KOKAN⁺

株式会社  SPACE
エー・スペース

駐車場使用契約書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、表記に記載する駐車場の使用契約を以下の条項により締結する。（以下「本契約」という。）

名 称	ガーデンシティ駐車場	区 画 番 号	28
所 在 地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-6		
車 両 名	乗客用	車 種	
車輜登録番号		車両所有者	
契約期間	2023年4月1日 より 2024年3月31日 までの1年間とする		
質 料 等	駐車場料金	保 証 金	7,700円
	合計月額		7,700円
支払期日	上記の質料等は、月末迄に次月分を支払う先払方式 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
支払方法	振込		
振 込 先	銀 行 名	支 店 名	預 金 口 座 番 号 受 取 名 義 人
	奈良県農業協同組合		

- 第1条 甲は乙に対し、表記表示の車輜を表記表示の場所に駐車することを認める。
- 第2条 契約期間は、表記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもってさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。
- 第3条 質料は表記表示金額とし、乙は表記表示の方法で支払うものとする。
- 第4条 質料は表記表示の期間の質料は日割計算した額とする。
- 第5条 甲は公租公課や消費税の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、質料を変更することができ、
- 第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
- 第7条 保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約によるこの債務の履行を完了した後40日以内に保証金の金額を甲は乙にこれを返還する。但し乙が本契約に基づく債務不履行のときは、甲は何時にても保証金をもってその弁済に充てることができる。
- 第8条 乙は本駐車場に表記に表示する駐車車輜以外の車輜を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 第9条 本駐車場内におけるこの自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。
- 第10条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、乙に対して何らの補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。
- 第11条 本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはできない。
- 第12条 乙又はその関係者（関係者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならぬ。
- 第13条 乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。
- (1) 引火性物その他の危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の使用等しないこと。
- (3) 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 自動車の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲及び管理者の許可を得たものの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修理を除く）その他秩序を乱す行為は行わないこと。
- (6) 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等のゴミを残さないこと。
- (8) 他の車の駐車位置を侵さないこと。

- (9) その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
(10) 駐車場内の車両の洗車は無料とする。
(11) エンジンの空ぶかし、必要以上のアイドリングをさせ騒音を発散させない。特に深夜の車の出入りに当たっては付近の迷惑にならないよう心掛ける。
第11条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。
(1) 乙が賃料の支払を2ヶ月分以上滞りしたとき。
(2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。
(3) 他の自動車に駐車させたとき。
(4) その他本契約の条項の一に違反したとき。

2 前項による契約解除が行われた場合、既に納入した賃料は返還しない。
第12条 本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に対し書面をもって予告しなければならない。この場合甲、乙ともに異議を申し立てない。
2 乙は1ヶ月未満の解約予告の場合、1ヶ月分の賃料相当額の違約金を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。尚、本契約が月の途中で終了した時は日割り計算で未払分を支払う。

第13条 乙は「自動車保管場所使用承諾書」を必要とする場合は、その発行費用として金~~10000~~1000+税円を甲に支払うとともに、1ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。
2 車庫証明発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第14条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他の物が残置するときは甲はこれを適当な方法で撤去処分するも乙において何ら異議なきものとす。この場合の撤去処分費用については全て乙の負担とする。
第15条 この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙合意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

【特約事項】

1. 本駐車場契約は建物賃貸借契約が解除となるとき本駐車場契約も解除となる。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各巻通を保有する。
2023 年 3 月 24 日

甲 (貸主) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
自宅TEL [REDACTED]
乙 (借主) / 住所 [REDACTED]
氏名 中川 崇
自宅TEL [REDACTED]

勤務先名 中川 たい 事務所 勤務先TEL 0742-93-7900

仲介者 奈良県知事 (2) 第4287号



〒631-0805 取扱店：高の原店
奈良市朱雀3丁目5-4 TEL0742-70-6868

(管理・一般・専任)

駐車場契約解除通知及び連絡先

物件 NO. _____

A-SPACE

・賃貸空間・
CHINTAI KOKAN

高の原店 TEL 0742-70-6868

※下記にご記入・ご捺印願います。

駐車場契約解除通知書

賃貸人
管理人 _____ 様

駐車場名称 _____

駐車区画 _____ 番

このたび上記駐車場の駐車契約を解除し、
____年 ____月 ____日に車両を他へ搬出することを本書において

通知し、確実に履行することを確約致します。尚、月の途中に本契約を解除する
場合においても、日割り計算は一切しないことを承諾します。
万が一、搬出が遅延することがあれば理由の如何を問わず遅延によって発生した
損害は賠償致します。ついては保証金の返還は、下記口座宛にお振込み下さい。

通知年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

貸借人 氏 名 _____ 印

住 所 _____

TEL _____

携 帯 _____

〈保証金返還先〉 ※振込手数料賃借人負担

銀行 _____

支店 (普通・当座) NO. _____

〈フリガナ〉

名 義 _____

(貸主)

(借主)

駐車場契約書

2023 年 2 月 1 日

名称 朱雀第3駐車場

駐車場No. 33



FC高の原駅前店 ALPHA ESTATE

第10条 乙は本契約車輛以外の車を駐車することはできない。乙は本契約書の契約車輛を変更しようとするときは甲の承諾を受けなければならない。

第11条 甲は契約車輛及び積載されている物品の天災、地変、火災、盗難、損傷及び滅失等その他一切の損害についてその責を負わない。

第12条 乙または乙の関係者(使用者、運転手、同乗者等)の故意または過失により本駐車場またはその建物及びその付帯設備並びに他の車輛等に損害を与えた時は、乙はすみやかにこれを賠償しなければならない。

第13条 乙は本駐車場に如何なる場合にも危険物を持ち込むことはできない。

第14条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了したときは、乙は直ちにその車輛を他へ搬出する。

乙が本契約終了後なおその車輛その他の物件を残置するときは甲はこれを適切な方法で撤去処分するも乙において何等異議なきものとする。この場合の撤去処分に要する費用については、乙の負担とする。また乙が本駐車場を保管場所として登録を受けている場合は、本契約解除後その登録を抹消しなければならない。

第15条 将来、公租公課の増額、消費税、物価の高騰あるいは駐車場設備の変更等の場合は契約期間中といえども甲は第3条の駐車料金を甲乙協議の上、改訂することができる。

第16条 本契約に定めなき事項については甲乙誠意をもって協議するものとする。

(特約条項)

1. 借主は、本駐車場にトラック、バン、ワゴン等の商用車を駐車する場合、貸主の承諾を受けなければ、駐車は出来ない。

2. 借主は、駐車場使用規則及び貸主が定めた事項を遵守する。

3. 借主は毎月28日に翌月分の駐車料金を自動引落しで支払うものとする。

4. 毎月の自動引落し手数料¥300円は借主が負担する。

本契約の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

2023年 1月 9日

甲	住所	[Redacted]		
(貸主)	氏名	[Redacted]		
	TEL	[Redacted]		
乙	住所	[Redacted]		
(借主)	氏名	中川 崇		
	TEL	[Redacted]		

立会人



TEL 0742-72-2201

駐車場使用規則

1. 駐車場内での車輛の管理等は、借主でおこなう。また、駐車場内での車輛の事故、破損等については、貸主は一切の責任を負わない。
1. 駐車場区画内、通路での不法駐車は、貸主は、一切責任を負わないので借主で対処する。
1. 車種について、外車・トラックの駐車は、厳禁とする。
1. 駐車に当たっては、指定された場所の中央に正確に駐車し、隣接の車の行動に、支障ないように心掛ける。
1. 駐車場内での走行は、最徐行とし安全運転を旨とする。
- また車の通路に当たたる部分に駐車し、他の車の通行を妨げてはならない。
1. 必要以上にエンジンを高速回転させ、騒音を発散させない。特に深夜の車の出入に当たっては、他人の迷惑にならないよう心掛ける。
1. 車を離れる場合には、必ず鍵をかけ、貴重品を車内に放置しない。
- 盗難については貸主は責任を負わない。
1. ガソリン・ワックス・古タイヤ・自転車・單車等のものを駐車場内に放置してはならない。
1. 火気の取扱いについて充分注意して、次の事項を守る。
1. 常に火災の予防に注意して発火性のある物質および爆発性のある物質、その他危険物を一切持ち込まない。
2. たばこの吸いがら、その他危険物のおそれのあるゴミ等を捨てない。
1. 駐車場内での車輛の洗車は厳禁とする。

上記説明を受け各条項を遵守致します。

2023年 1月 9日

氏名 中川 崇

解除通知及連絡先

物件No. 9189



FC高の原駅前店

ALPHA ESTATE 0742-72-2201

駐車場契約解除届

貸主
管理人 殿

駐車場名称 駐車場画 番

借主 は上記駐車場の駐車契約を解除し、

年 月 日に車輛を他へ搬出することを通知し、確実に履行することを

確約いたします。

年 月 日

借主 氏名 印

電話 ()

<保証金返還先>

銀行

支店 (普・当) No.

フリガナ

名 義

保証金返還金より銀行振込手数料が差し引かれます。ご了承ください。

(貸主)

(借主)

駐 車 場 契 約 書

2023 年 4 月 1 日

名称 朱雀第3駐車場

駐車場No. 3



ホームメイト

FC高の原駅前店 ALPHA ESTATE

中川 崇 様

2023年4月1日



ALPHA ESTATE
7N71 エステート

書類送付ご案内

拝啓 益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。
毎度格別の御引立に賜わり誠に有難く厚く御礼申し上げます。
さて、本日下記書類を同封の上、ご送付いたしますので、
ご査収の上よろしくご配慮賜わります様お願い申し上げます。

敬 具

記

物件 名称 朱雀第3駐車場 3号

1. 自動車駐車場使用契約書

1通

以上

ご契約ありがとうございました。

自動車駐車場使用契約書

貸主を甲とし、借主を乙として下記の駐車場(以下本駐車場という)の使用について以下の通り契約を締結する。

駐 車 場	所 在 地	奈良県奈良市朱雀5丁目20-5	
	駐車場名	朱雀第3駐車場	
		駐車NO.	03
契約車種	車 輛 名	車種登録番号	
①	年式及び型式	車 輛 所有番名	
使用条件	契約期間	② 2023年4月1日 から 2024年3月31日 まで	1 年間
	保 証 金	③ ¥7,000 円也	解約引金 ④ 円引
	駐車料金	⑤ 月額 ¥7,700 円也	(1台)
	駐車料金支払方法	銀行振込・⑥(自動引落) (引落口座 南都銀行)	
	⑦	口座番号 No. 南都	名義人 7N71 エステート

- 第1条 甲は乙の所有若しくは使用する表記①の自動車の駐車場使用を承諾する。
- 第2条 本契約の期間は表記②に記載する期間とし、甲・乙双方に異議がなければ本契約は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
- 第3条 本契約による駐車料金は表記⑤の通りとし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲の指定する表記⑦の方法で支払うものとする。(振込料、自動引落し手数料等は乙の負担) また、本契約が月の途中で終了した時は日割計算をせず、終了月分全額を支払う。
- 第4条 乙は本契約締結時に保証金として表記③の通り甲に交付する。保証金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本契約による乙の債務の履行を完了した後1カ月以後に甲は解約引金表記④を差引いた残額を乙に返還する。但し、乙が本契約に基づく債務不履行の時は、甲は何時にでも保証金をもってその弁済に充当することができる。
- 第5条 乙は「自動車保管場所使用承諾証明書」を必要とする場合は、その発行手数料として金¥10,000円(別途消費税)もしくは1カ月分駐車料金のどちらか高い額を甲に支払うとともに3ヶ月分の駐車料金を前納しなければならない。
- 第6条 甲または乙が契約期間中に本契約を解約しようとする場合は、1カ月以前にそれぞれ相手方に対し予告しなければならない。なお解約が甲の申し出による場合を除き前納金は返還しない。但し、乙は予告に代え1カ月分の駐車料金相当額を甲に支払い本契約を即時解約することができる。
- 第7条 乙は本駐車場を契約車両の駐車以外の目的に使用することはできない。
- 第8条 甲が本駐車場内における乙の車両の駐車場所の変更を指示した時は、乙はこれに従う。乙はこの駐車場使用契約上の権利を他人に譲渡、転貸、その他のいかなる名目をもってするも他人に使用させることはできない。
- 第9条 甲は、乙が第3条による支払義務の履行を怠ったとき、または本契約の条項に違反したときは、何等の催告その他の手続きを為すことなく即時本契約を解除することができる。

第10条 乙は本契約車輛以外の車を駐車することはできない。乙は本契約書の契約車輛を変更しようとするときは甲の承諾を受けなければならない。

第11条 甲は契約車輛及び積載されている物品の天災、地変、火災、盗難、損傷及び滅失等その他一切の損害についてその責を負わない。

第12条 乙または乙の関係者(使用人、運転手、同乗者等)の故意または過失により本駐車場またはその建物及びその付帯設備並びに他の車輛等に損害を与えた時は、乙はすみやかにこれを賠償しなければならない。

第13条 乙は本駐車場に如何なる場合にも危険物を持ち込むことはできない。

第14条 本契約の期間が満了、若しくは解約その他本契約が終了したときは、乙は直ちにその車輛を他へ搬出する。

乙が本契約終了後なおその車輛その他の物件を残置するときは甲はこれを適切な方法で撤去処分するも乙において何等異議なきものとする。この場合の撤去処分に要する費用については、乙の負担とする。また乙が本駐車場を保管場所として登録を受けている場合は、本契約解除後その登録を抹消しなければならない。

第15条 将来、公租公課の増額、消費税、物価の高騰あるいは駐車場設備の変更等の場合は契約期間中といえども甲は第3条の駐車料金を甲乙協議の上、改訂することができる。

第16条 本契約に定めなき事項については甲乙誠意をもって協議するものとする。

(特約条項)

1. 借主は、本駐車場にトラック、バン、ワゴン等の商用車を駐車する場合、貸主の承諾を受けなければ、駐車は出来ない。

2. 借主は、駐車場使用規則及び貸主が定めた事項を遵守する。

3. 借主は毎月28日に翌月分の駐車料金を自動引落しで支払うものとする。

4. 毎月の自動引落とし手数料¥300円は借主が負担する。

本契約の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

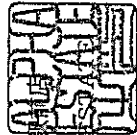
2022年 3月 9日

甲
(貸主)
住所
氏名
TEL

乙
(借主)
住所
氏名
TEL

立会人

ホームメイト



FC高の原駅前店
ALPHA

奈良県奈良市朱雀3丁目10番6号

TEL 0742-72-2201

駐車場使用規則

1. 駐車場内での車輛の管理等は、借主でおこなう。また、駐車場内での車輛の事故、破損等については、貸主は一切の責任を負わない。
1. 駐車場区画内、通路での不法駐車は、貸主は、一切責任を負わないので借主で対処する。
1. 車種について、外車・トラックの駐車は、厳禁とする。
1. 駐車に当たっては、指定された場所の中央に正確に駐車し、隣接の車の行動に、支障ないように心掛ける。
1. 駐車場内での走行は、最徐行とし安全運転を旨とする。
1. また車の通路に当たる部分に駐車し、他の車の通行を妨げてはならない。
1. 必要以上にエンジンを高回転させ、騒音を発散させない。特に深夜の車の出入に当たっては、他人の迷惑にならないよう心掛ける。
1. 車を離れる場合には、必ず鍵をかけ、貴重品を車内に放置しない。
1. 盗難については貸主は責任を負わない。
1. ガソリン・ワックス・古タイヤ・自転車・單車等のものを駐車場内に放置してはならない。
1. 火気の取扱いについて充分注意して、次の事項を守る。
 1. 常に火災の予防に注意して発火性のある物質および爆発性のある物質、その他危険物を一切持ち込まない。
 2. たばこの吸いがら、その他危険物のおそれのあるゴミ等を捨てない。
1. 駐車場内での車輛の洗車は厳禁とする。

上記説明を受け各条項を遵守致します。

令和5年 3月 19日

氏名 中川 崇

解除通知及連絡先

物件No. 9189



FC高の原駅前店

ALPHA ESTATE 0742-72-2201

駐車場契約解除届

貸主

管理人 股

駐車場名称

駐車区画 番

借主

は上記駐車場の駐車契約を解除し、

年 月 日に車輛を他へ搬出することを通知し、確実に履行することを

確約いたします。

年 月 日

借主 氏名

印

電話

()

<保証金返還先>

銀行

支店

(普・当) No.

フリガナ

名 義

保証金返還金より銀行振込手数料が差し引かれます。ご了承ください。